

令和5年度 「学校生活のきまり」

鈴鹿市立鈴峰中学校

～学校の規則を守り、人の話をよく聴き、自ら進んで行動できる～

(1) 服装・身なり

服装は、学校指定の制服または学校指定のジャージとする。体型にあつたものを正しく着用する。

① 制服

(標準学生服の場合)

- ア. 上着は、標準学生服で袖まくりはしない。暑い場合は下にカッターシャツを着用し、名札をつけたうえで上着を脱ぐこと。
- イ. 標準学生ズボンは、通常より低い位置まで下げて履かない。裾がほつれた場合はすぐに直すこと。
- ウ. ボタンは、鈴峰中マーク入りで、前ボタンは5つ全てをとめる。袖ボタンは左右2個ずつ縫いつける。裏ボタンは標準のものをする。
- エ. カラーは、標準のもの（高さ4cm程度）をつける。または、襟上部に白い縁取りの制服と一体化となったものとする。
- オ. ベルトは、必ず着用し、柄や装飾のない落ち着いた色（黒・紺・茶）のものにする。エナメル製や極端に細いもの、金属部分の多いものなどは禁止する。
- カ. 夏季は上着の替わりに白のカッターシャツを着用する。第2ボタンまでとめる。

※カッターシャツの下に着る下着は、派手でないものとする。

※ヒートテック等のアンダーウェアは派手でないものとする。

(セーラー服の場合)

- ア. 上着は、学校指定のセーラー服とする。袖のスナップボタンはとめる。袖まくりはしない。暑ければ下にブラウスを着用し、名札をつけたうえで上着を脱ぐ。
- イ. スカートは、学校指定のスカートとする。丈は膝が隠れるようにする。（膝立ちで床に届く長さ）
- ウ. スカーフは、学校指定の白いスカーフとする。左右のバランスを整えた、自然な長さで結ぶこと。
- エ. 夏季は上着の替わりに白のブラウスを着用し、リボンをつける。リボンの結び目がブラウスの第1ボタン付近にくるように結ぶ。（ゆるく結ばない）ボタンは全てとめる。

※ブラウスの下に着る下着は、派手でないものとする。

※ヒートテック等のアンダーウェアは派手でないものとする。

② 名札

- ア. 学生服、セーラー服の場合は、所定の名札を左胸ポケットの上につける。
- イ. カッターシャツやブラウスの場合は、紺色のフェルトに縫い付け、安全ピンで左胸ポケット付近に付ける。

③ 靴下

- ア. 靴下は、白、黒、紺、灰色、派手でないものを認める。くるぶしソックスは禁止。（くるぶしが完全に隠れるように）進路選択のためにもきわどい丈を選ばないこと。

イ. ストッキングやタイツは派手でないものを認める。

④ 体操服

- ア. ジャージ上下・半袖シャツ・ハーフパンツは、学校指定のものを着用する。（アンダーウエアの着用を認める）
- イ. 半袖シャツは学校指定のもの、または白色ワンポイントマークまでのTシャツとする。

⑤ 防寒具

- ア. 登下校、部活動において、学校指定ウィンドブレーカーの使用を認める。
(冬季に限り、教室内でひざ掛けとして上ウィンドブレーカーの使用、掃除の時間の使用、体育の授業での使用を認める)
- イ. 防寒用としてのセーターは、中に着用してもよい。（派手でないもの）
ただし、タートルネックは禁止する。
- ウ. 手袋、マフラー、ネックウォーマーは派手でないものを認める。始業時間～終業時間の間は使用しない。

(2) 頭髪・・・進路を見据えた、中学生にふさわしい髪型とする。（自分で考え、判断しましょう。）ただし次の項目は禁止とする。中学校生活で着飾る必要はありません。

色：自分本来の色と違う色にしない。

パーマ：禁止する。

※縮毛等で、日常生活に困難がある場合は、保護者の方から申し出てもらい協議する。

眉毛：不自然な形にしない。（細すぎたり、ラインを入れたりしない）

前髪：表情がはっきり分かるように整えることが望ましい。

長さ：教育活動の中で指示があった場合はくくること。

※ゴムは装飾のないものにする。頭頂部での髪の毛の結びは禁止する。（ヘルメットが正しくかぶれるようにする）

(3) 所持品

- ア. 不要なお金は持ってこない。
- イ. 入金等があった場合は、朝の会までに直接提出する。
- ウ. 学習に必要なないもの、危険なもの、貴重品などは持ってこない。
- エ. 腕時計やペンダント、ピアスなどの装身具類を身につけない。
- オ. お茶は持ってきてよい。（スポーツドリンクも可）
- カ. 自分の持ち物には、すべて名前を明記しておく。

(4) 靴・カバン

① カバン

- ア. カバン・サブバッグ（リュック）は学校指定のものとする。
- イ. 自転車に乗るとき、かばんは安全のために、自転車の荷台にゴム紐等で縛り、サブバッグは前かごに入れる。
- ウ. カバンにつけるキーホルダーは自他の判別をしやすくするために1個までとする。
- ② 通学靴……………保健体育の授業で安全に活動できる運動靴とする。
- ③ 上靴 ……………学校指定のものを使用する。
- ④ 体育館シューズ…学校指定のものを使用する。

(5) 始業・出欠連絡

- ① 登校時間………8：25までに教室に入って準備をする。
登校完了は8：30です。
- ② 下校時間………一般の生徒は16：00が下校完了になります。部活動をしている生徒は、別に定める下校時刻を厳守しましょう。
- ③ 遅刻・早退・欠席………8：00～8：20に保護者が学校に電話で連絡すること。

(6) 通学規定

- ① 登下校は交通規則をきちんと守り、決められた主要通学路を安全に通学する。
 - ア. 登下校中は、寄り道をしない。
 - イ. 人通りや民家の少ない道を通学するときは、一人での通学を避ける。
- ② 全地区とも、希望者には自転車通学を許可する。ただし、交通違反等があった場合は、自転車通学を禁止にすることもある。
- ③ 自転車で通学するときは、次のことを守る。
 - ア. 必ずヘルメットを着用する。（反射テープ付）
 - イ. 雨天時はレインコートを着用し、傘をさして乗らない。
 - ウ. カバンは、安全のために荷台にゴム紐等でくくりつける。
 - エ. 原則道路の左側を、一列で通行する。
 - オ. 二人乗りは絶対にしない。
 - カ. 日没後は必ずライトをつける。
 - キ. 交通規則をきちんと守る。（信号や交差点での一旦停止など）
- ④ 通学用の自転車は、次の規定に合ったものとする。
 - ア. ドロップハンドルなどの改造は認めない。
 - イ. スピードメーターの取り付けは許可しない。
 - ウ. バックミラー、ベルなどは安全上必要だが、わざわざ高価なものに取り替えたりしない。また、不要な飾りやステッカー等をつけない。
 - エ. 自転車は荷台が付いているもののみ認める。
 - オ. スタンドは両側スタンドのものとする。
 - カ. 学校指定のステッカーを必ず所定位置に貼りつける。
 - キ. 盗難に備えて必ず防犯登録をしておく。
 - ク. 学年や学級ごとに割り当てられた自転車置き場に整頓して並べ、カギをかける。（鍵には目印を）
 - ケ. 通学用の自転車を替える時は、交通担当の先生に申請して許可を得る。

- ⑤ 登下校時に事故にあったとき、または起こしたときは、直ちに学校に連絡する。
ア. 相手の連絡先を必ず聞く。
イ. 自動車のナンバーを記録する。

(7) その他

- ①生徒は職員室への入室はできません。入り口で先生を呼び、用件を伝えて下さい。
- ②他学年の棟や他のクラスの教室等へは入らない。
- ③放課後、用のない生徒はすぐ下校する。
- ④登下校中の寄り道、買い物はしない。
- ⑤外泊、アルバイトは禁止する。
- ⑥以下の4点は、市内統一の規定です。
 - ・カラオケボックス、ゲームセンターへは、生徒同士の立ち入りは禁止する。
 - ・夜10時以降の外出は禁止する。（補導対象となります。）
 - ・道路での球技やスケートボード等の遊びは禁止する。
 - ・危険ながん具類（エアガン等）による遊びは禁止する。